

名古屋市立大学病院 企業治験及び製造販売後臨床試験契約手順書

変更箇所抜粋

	変更後	変更前
第2条（委託料額）(2) 賃金	治験を実施するために必要な別表2のポイント表に基づき算出した経費	治験を実施するために必要な別表3のポイント表に基づき算出した経費
附則	<p>1 この手順書は、令和2年5月19日から施行する。</p> <p>2 ただし、この手順書施行以前に契約した治験および製造販売後臨床試験については、治験依頼者と協議のうえ適用する。</p>	(追加)
各別表	表の見た目（幅や高さ、フォント等）変更	